

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について

去る1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災において死者7名、負傷者2名の犠牲が出たことは誠に遺憾です（火災の概要については、別添参照）。

当庁においては、火災発生後直ちに消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動して職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

また、今回の火災の教訓を踏まえ認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策について検討会を設ける予定ですが、類似の火災の発生を防止するために、当面の対応として、認知症高齢者グループホームその他の類似施設について立入検査を行い、法令違反が認められた場合には所要の措置を講ずるとともに、法令違反がない場合であっても、下記1に示す点を考慮し、在館者の判断能力や行動能力等の特性を踏まえると火災時の危険性が高いと判断される場合は、下記2に示すような適切な対応を講ずるよう指導されるよう努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省老健局とも調整済みであり、立入検査にあつては必要に応じて厚生労働部局と連携して対応されるようお願いいたします。

また、認知症高齢者グループホーム等の実態と課題を把握する必要があるので、実態調査の依頼について、追って通知する予定です。

記

1 考慮すべき要素

- ア 在館者の中に認知症高齢者や要介護度の高い者が多数含まれる。
- イ 建物の各居室から屋外等の安全性の高い場所に避難するのに、比較的長い時間を要する（各室から容易に屋外に避難できるか、二方向避難が可能か等の要素が重要）。
- ウ 出火及び延焼拡大防止上有効な状況にない（防災物品は使用されているか、火気使用設備の状況はどうか、喫煙管理の状況はどうか、収容物は多いか少ないか等の要素が重要）。
- エ 消防計画の作成、消防訓練の実施等が行われていない。

2 火災時の危険性が高いと判断された場合の対応

1に掲げた各要素を踏まえた場合に、夜間を含む職員数が、火災時の初期消火、避難誘導等の初期対応を講ずる上で十分な状況にあるか検討し、これらに遅れが生ずる可能性が高い場合は、出火原因及び延焼拡大要因として想定されるものを可能な限り排除する、認知症高齢者や要介護度の高い者を容易に避難できる室に居住させるよう配慮する、自動火災報知設備を設置し火災の早期発見に努める等の対応を検討されたいこと。